

首都圏・関西・中部の「三井のリハウス」店舗などの 239 拠点に AED を設置

三井不動産リアルティ株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：山代裕彦）は、救命医療機器であるAED（自動体外式除細動器）を「三井のリハウス」の店舗などの接客スペースに2018年12月10日（月）から順次設置することをお知らせいたします。

AEDは、駅などの人が集まる場所に設置することが推奨されており、救命現場から片道1分以内の密度で配置することが望ましいとされています。^{※1}当社は、個人向け不動産仲介事業「三井のリハウス」において、地域に密着したサービスの提供を目指し全国281店舗^{※2}を展開しており、そのほとんどを駅周辺のエリアに設置している特徴を活かして、首都圏・関西・中部の「三井のリハウス」の店舗、および本社・支店の239拠点にAEDを設置することにいたしました。来訪されたお客さまの不測の事態に備えるとともに、店舗周辺での救命活動時の要請に応じてAEDを貸し出せる態勢を整えます。

この度のAEDの設置にあたり地域の皆さまに周知を図るため、各拠点の入口や受付にステッカーを掲示するとともに、一般財団法人日本救急医療財団が管理するWEBサイト「財団全国AEDマップ」^{※3}に登録します。また、拠点の責任者を対象としたAEDの使用方法の講習会も実施してまいります。

※1 出典：厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000024514.html>）

※2 2018年12月1日時点

※3 一般社団法人日本救急医療財団「財団全国AEDマップ」リンク（<https://www.qqzaidanmap.jp/>）



<AED 設置イメージ>



<店頭ステッカーイメージ>

本件につきましては、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に資料配布しております。

～本件に関するお問い合わせ先～

三井不動産リアルティ株式会社 企画部広報グループ
渡辺・石原 TEL: 03-6758-4062